

北海道教育委員会会議審議概要（令和5年第22回）

1 公開案件の審議

(1) 議案第1号 道指定有形文化財及び道指定無形民俗文化財の指定について

ア 説明員 菅野文化財・博物館課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【菅野文化財・博物館課長】

本件は、本年4月13日の教育委員会で文化財保護審議会への諮問を決定した2件について、11月6日の同審議会において、指定するよう答申があったものです。

資料2ページを御覧ください。はじめに、考古資料の有形文化財、かつやまだてあとみやのさわうがんしゆつどひん勝山館跡宮ノ沢右岸出土品についてです。この出土品は、陶磁器、木製品、骨角器、金属製品の合計88点で、上ノ国町に所在する国指定史跡、かつやまだてあと勝山館跡の指定地内から、平成11年（1999年）の町の発掘調査により発見されたものです。

指定理由としては、出土品は16世紀末から17世紀初頭の慶長期のもので考えられており、具体的には4ページの写真を御覧いただきたいのですが、上段「木製品」にあるように、和人と関連する銚の形に木を加工したさいし祭祀の道具である形代や「む志ろ」と書かれた木簡などとともに、下段にある、アイヌ文化と関連する、お酒を神などに捧げるためのイクパスイや骨角器のほか、弓や所有等を表す模様をつけた漆器盆などが混在して出土したことが特徴であり、中近世を通じての和人とアイヌ民族との交易・交流を考える上で学術的価値は極めて高いと審議会から評価されたものです。

次に、6ページを御覧ください。風俗慣習の無形民俗文化財、さめ佐女川神社寒中がわじんじやかんちゆうみそぎしんじ神事についてです。この神事は、木古内町に所在する佐女川神社で約200年伝承されてきたもので、ぎようしゆうしや行修者と呼ばれる4人の青年が1月13日から神社に籠もって鍛錬を行い、2日後の15日に厳寒の海に入って御神体を清める正月行事です。

8 ページの写真を御覧ください。上段が1月13日の始めに行う参籠報告祭、中段が繰り返し行う鍛錬、下段が3日目の15日に行う海水沐浴^{もく}で、海水で御神体を清め、神社に戻っていくものです。

ここで、鍛錬について記録した映像をモニターで御紹介しますので、御覧ください。40秒ほどの映像となっています。

(動画を視聴)

この鍛錬は、1月13日の夜から15日の朝まで、行修者^{ぎょうしゅうしや}の「穢^{けがれ}」を落としつつ、海に入るための準備として、昼夜を問わず繰り返し行われるものです。

なお、行修者^{ぎょうしゅうしや}は、4人の青年が1年目から4年目までの4年間にわたって、4体の御神体をそれぞれの勤めを果たしながら受け継いでいきます。

指定理由としては、天保2年(1831年)から続く歴史性に加えて、神事の期間中は「死」という言葉を発してはならない、四つ足の動物を食べてはならないなど、「穢^{けがれ}」を忌み嫌う漁民の潔斎観^{ぎよう}が先輩行修者^{しゅうしや}から厳格に引き継がれるなど、習俗として地域的特色が豊かなものであり、また、神事としての側面のみならず、観光要素を加えた地域に根付いた祭りともなっており、文化財の保存と活用の在り方を理解する上でも特に重要なものであると審議会から評価されたものです。

今回指定されますと、道指定の有形文化財は88件目、無形民俗文化財は10件目となり、他の文化財も含めると道指定文化財は、合計で168件となります。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

海水沐浴^{もく}は、どれくらいの時間行われるのかということと、この青年の募集年齢について教えてください。

【菅野文化財・博物館課長】

海水沐浴^{もく}ですが、審議会委員と道教委の職員が今年の1月に現地に行

ってしまして、15分ぐらいとのことでした。

それから、年齢についてですが、今年の1月は、15歳の高校生が一番若く、年上の方は20代後半ということで、例年、10代後半から20代の方が多くなっているということです。基本的には、希望者から選んでいる状況で、町内だけでなく近隣の町からも来ていただいている状況です。

【青山委員】

年齢制限はないのですか。

【菅野文化財・博物館課長】

年齢制限はありませんが、肉体的に厳しい修行ですので、高校生の場合などは、保護者や先輩の方に確認しながら対応していくということです。

【大鐘委員】

一つ目の有形文化財ですが、指定のポイントとしては、和人に関連する出土品とアイヌ文化に関連すると思われる出土品が混在し、しかも和人地に出土していて、和人地におけるアイヌ民族との交易・交流を考える上で、資料的価値は高いと記載されています。そこで、和人地における和人とアイヌ民族との交易・交流について、この出土品からどのように考えられるのか伺います。

【藤原文化財・博物館課課長補佐】

和人に関連するお祭りの道具とともに、イクパスイなどのアイヌの人たちのお祭りの道具と一緒に出土していることは大きな特徴だと思います。恐らく、和人とアイヌの人たちは近いところに住んでいて、それぞれ、どのようなお祭りをしているかということも知っていて、かつ、そのお祭りの道具と一緒に混ざって使用しても良いと思っているような関係であるということが考古資料からいえると考えています。

【大鐘委員】

二つ目の無形民俗文化財ですが、基本的な行事の中心になる神事が、おそらく歴史的な過程の中で祭事化され、神事と祭事が合わさった形で成立して、継承されていっているという理解でよろしいのでしょうか。

【菅野文化財・博物館課長】

6 ページの指定理由の最終段落に書いてありますが、神事の側面も大事ですし、地域にしっかり根付いているというところも大事であると審議会から御意見をいただいています。

【大鐘委員】

今回、こういう形で指定されることで継承されていく度合いも高まっていくと思いますので、非常に良いのではないかと感じます。

【川端委員】

最近、国や道で指定される出土品が増えてきています。広域な北海道で多くの子供たちに見てもらえるように、いろいろと I C T を使った取組をされていると思いますが、今回も、私たちのアイデンティティはどのようなものかということ、すぐにその地域に行けない子供たちにも広く伝えられるように取り組んでほしいと思っています。

また、地域にしっかり根付いたお祭りなどもありますので、先ほど見たような動画の子供たちにも共有し、このように優れたものがあるということを再発見させてほしいと思います。

【菅野文化財・博物館課長】

普及啓発については、S N S の発信など、様々な方法で対応していきたいと思います。

【清水委員】

2 件目の「みそぎ神事」について質問させてください。^{ぎょうしゅうしや}行 修 者 は 4 年間にわたって勤めを果たすと先ほどの動画にもありましたが、鍛錬も厳しい内容だと思います。この神事を保存していくため、4 名^{ぎょうしゅうしや}の 行 修 者 で受け継いでいくということですが、町外も募集対象になるというお話でした。この 4 人を確保するというのは相当大変なことで御苦労があるのではないかと思います、その辺はどのような工夫をされてるのでしょうか。

【菅野文化財・博物館課長】

町内にも先輩の^{ぎょうしゅうしや}行 修 者がたくさんいますので、縁故の方や知り合いの方などに話をしたり、祭りを見ている小さい子供が興味を持ち、大きくなってから務めるということもあると伺っています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員からの質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(2) 議案第2号 北海道立学校管理規則等の一部を改正する教育委員会規則の
制定について

ア 説明員 手塚高校教育課担当課長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【手塚高校教育課担当課長】

資料2ページを御覧ください。「1 趣旨」ですが、今年度の猛暑を受けて、道立学校において、所在する地域の気候変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うため、この教育委員会規則を制定しようとするものです。

「2 内容」ですが、夏季休業日及び冬季休業日を設定できる総日数を関係団体の意見や他府県の状況を参考に50日以内から56日以内に拡大するもので、北海道立学校管理規則のほか、北海道立高等学校、北海道立特別支援学校、北海道有朋高等学校、北海道立中等教育学校の各学則の改正を行うものです。

5ページを御覧ください。これは、北海道立学校管理規則の新旧対照表ですが、他の四つの学則もこの規則の内容とほぼ変わらないため、この新旧対照表で規則の改正内容について説明します。

右にある改正前の第26条第1項第5号の夏季休業日と第6号の冬季休業日に規定されている「引き続き25日以内」の部分ですが、総日数の範囲内であれば延長できるとした第3項の規定と矛盾すること、そして、25日を超えて夏季休業日を設定できないと受け取られる要因にもなっていたため削除し、校長が定める期間に改めます。

また、改正前の規則では、第3項により夏季休業日と冬季休業日の総日数、すなわち50日の範囲内で10日以内に限り他の時期に休業日を設定できるとしていましたが、改正案では夏季休業日と冬季休業日のほか、他の時期に設定できる10日以内の休業日も含め、「56日以内」と規定しています。改正前と改正後の規則では規定の仕方が少し変わりますが、この改正により、長期休業日の総日数は50日以内から56日以内に変更されます。

2 ページの「3 施行期日」ですが、令和6年(2024年)4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

全国的に56日以内の休業日ということに変わってきていた中で、なぜ北海道は50日以内としていたのか、理由がありましたら教えていただきたいと思います。

【手塚高校教育課担当課長】

北海道のこれまでの地域性として、あまり暑くないという状況がありました。今年度、道内で初めて暑さを理由とした臨時休業などがあつたほか、熱中症と診断された児童生徒が大幅に増加したことから、これを契機に長期休業期間の改正をしたいと思います。また、来年の1月、2月は道立学校で年間計画を作るタイミングですので、今改正すれば間に合うと考えています。

【川端委員】

50日から56日に延長ということについては、私も賛成です。ただ、これを活用していくに当たって、小さい子供たちなどは夏休みが伸びて本当に安全なのか、また、保護者によっては預け先はあるのかなど、解決しなくてはいけないことが出てくるのではないかと思いますので、その辺も踏まえて、お示ししてもらいたいと思っています。

また、保護者の方々に説明が必要だと思ふ点の一つがあります。休みが増えることによって、その分、今行っている授業の時間数が圧縮されてしまうのではないかと、もしくは時間をかけて行う学習発表会のような行事が減らされてしまうのではないかなどと不安を抱く保護者に対して、休みが増えた分、「このように円滑にやっていくのはどうか」、「こういう組立てはどうか」というような提案をしながら、活用してもらえたら良いと願っています。いろいろな御意見があると思いますが、子供たちが安全に学ぶことを第一の目的にしていますので、その辺の助言もでき

るように準備をしていただきたいと思います。

【倉本教育長】

そういう点を含めて準備をして、しっかり周知していきたいと思っています。

【大鐘委員】

今回の管理規則改正は、何より子供の生命、健康を守るという観点からのものであると理解しています。そういう点では、冬・夏合わせての56日間の長期休業という改正については賛成します。ただし、実際に運用していくに当たって、技術上の問題が懸念されます。例えば、これまでは、表記上、「25日」という文言がありましたが、新しい管理規則においては、「合わせて56日」という表記になっているので、かなり学校の裁量度が高まっていく感じがします。北海道の広域性を考えると、地域によって状況が異なり、管内間の休みのとり方に違いが出る可能性があるかと思っています。その点については、教育課程の編成という観点から、家庭の理解はもちろん、校長会等の関係機関との調整・連携も必要になると思いますが、社会教育も含めて、ソフト面を充実させていくための指導助言は欠かせないと感じます。そういう点を充実させることで、この規則改正を定着させてほしいと思っています。

【清水委員】

現行規則の読み方ですが、まず、第26条第1項の5号と6号で夏季・冬季の休業日は「引き続き25日以内」と規定していますが、第3項で例外を規定しているので、現行規則によっても夏季休業日を25日以上設けることは可能という解釈になるのではないかというのが1点目です。

そして2点目ですが、今回の改正の趣旨としては、ただ疑義が残るので、従前からあった趣旨を明確化するという理解でよろしいでしょうか。

【手塚高校教育課担当課長】

前段についてはその通りであり、25日を超えることも可能ですが、疑義が生じるということもあり、この度明確にしたということです。もう一つとしては、冬季休業を減らさずに夏季休業を増やすには、全体の総日数を増やす必要があるので、その点を改正点に加えています。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員からの質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(3) 報告 1 文部科学大臣表彰（優良 P T A（小学校、特別支援学校 P T A））
の被表彰団体の決定について

- 報告を了承

(4) 報告2 文部科学大臣表彰（PTA活動振興功労者（小・中学校等PTA））の被表彰者の決定について

- 報告を了承

(5) 報告 3 文部科学大臣表彰（障害者の生涯学習支援活動）の被表彰団体の
決定について

- 報告を了承

(6) 報告 4 令和5年度教育費補正予算案について

- 報告を了承